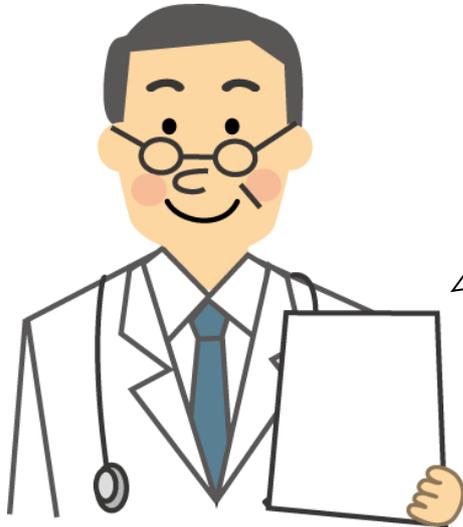


介護老人保健施設入所中の

医療機関への受診等のご注意！



入所中の他の医療機関への受診は
施設からの依頼による診療のみと
なっております。

◇ 介護老人保健施設における医療 ◇

入所者に必要な日常的な医療は入所中の介護老人保健施設の医師が担当します。施設で必要な医療を提供することが困難な場合は、施設からの依頼により保険医療機関での医療を受けていただくこととなります。

◇ いままでの「かかりつけ医」との関係 ◇

いままでの「かかりつけ医」の先生との関係は、入所中は“お休み”です。

運営基準上「不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を医療機関に通院させてはならない」ことになっています。

場合によりかかりつけ医にもご迷惑をかけることとなりますので、施設からの依頼なしに受診したり、薬（点眼等含む）をもらうことはご遠慮下さい。
ご家族が薬だけ受け取りすることも受診扱いになりますのでご注意ください。

◇ 外出・外泊時の医療機関受診の注意点 ◇

外出・外泊時でも、医療機関の受診は、入所中と同様の取扱いとなります。外出・外泊時に身体の調子が悪くなったりけがをした場合、緊急やむを得ず受診が必要になった場合等は必ず施設までご連絡ください。